

スウェーデン社会福祉発達史素描

一番ヶ瀬康子・小野寺百合子

I はじめに

社会福祉という言葉が何を意味するかについては、今日、必ずしも一定していない。それは、わが国内においてだけでなく、世界的にもそうである。しかも、それは、単に言葉のうえだけの問題ではない。言葉は、いわば社会的表象であるのだから、言葉の内容が一致しないということは、表象されるべき実体が、一定でないということになる。

したがって、外国の社会福祉の実体を把握する場合、私は、今日のいわゆる日本語でのべられている社会福祉（＝社会福祉事業）をもって、その国の社会福祉といわれているもののなかから、最初に事実を観念的に抽象化し整理する方法を適当と思わない。それよりも、むしろ、その国でのべられている社会福祉という言葉がつつんでいる実体自体を整理し、その条件と構造そして機能を把握して、わが国の場合との共通点と差異を摘出し比較することの方が、より適当であると考ええる。いわば比較史的あるいは比較制度論的方法である。そうでないと、しばしば過去の社会福祉研究が陥ってきた日本の特殊性への埋没か、先進性に対する評価のあやまちをおかす危険性があると思うからである。

ところで、スウェーデンの場合はどうであろうか。周知のように、スウェーデンの社会福祉（＝Social Valfärd、しかし、これは英語の Social Welfare のむしろ直訳であって、内容的には、Social Politikといわれる場合が多い）は、他の北欧諸国たとえばデンマーク、ノルウェーなどと同じ、またイギリスの

それとほぼ等しく¹⁾、きわめて広範囲にとらえられている。たとえば、スウェーデンを海外に紹介するために書かれた代表的な英文の案内書である“Facts about Sweden” (The Swedish Institute, 1965) によると、“Social Welfare”という章は、「社会保険制度」「家庭福祉」「労働福祉」「住宅政策」「保健サービス」という項目でのべられ、社会福祉とは、それらを包含した政策概念として用いられているのである。つまり、賃金をのぞいた他の直接および間接的な生活条件保障としての政策一般、さらにいいかえるならば労働力再生産過程に対する貨幣および現物保障の政策全般の総括としてのべられているのである。したがって、本稿では、それらすなわちスウェーデンで意味する社会福祉が、いかなる歴史段階をへて、どのような条件と理由のもとに、今日の状況にいたったかを明らかにしたい。そして、その後で、日本の場合の社会福祉との比較の視点に必要と思われるものを、試論的に提起することをこころみたい。

II 参考文献、資料

スウェーデンの社会福祉にかんする英文の資料は、決して少いとはいえない。スウェーデンの状況を海外に紹介するために設立されている国立の“The Swedish Institute”から発行されている資料は、かなりの数にのぼっている。そして、そのなかには、専門家が執筆したもの、あるいは諸会議での演説を収録したものなどすぐれたものが多いが、とくに社会福祉全般を考究するためには、次のものが必読書であろう（各論的なものとしては、かなりの数のものがすでに発刊されているが省略する）。

The Welfare State and the Future, A Swedish Point of View, Gunner Hechscher.

For and against the Welfare State, Ernst

1) イギリスの場合は、社会福祉の領域のなかに、義務教育における条件管理の政策もふくまれているが、北欧の場合は、それは教育政策のなかにふくまれている。

Michanek.

The Social Structure of Sweden, Anna-Lisa Kälvesten.

その他, Social Welfare Board 刊行の *Social Sweden* も, きわめて包括的に社会福祉にふれ, しかもかなり詳細に解説をくわえているのが特徴である。また, 毎年, 現行制度の手引き書としては, スウェーデン経営者協会, スウェーデン労働組合連合, スウェーデン職員組合連合, フラムティデン生命保険会社の共同編集で, *Social Benefits in Sweden* という名称のパンフレットが発刊されている。なお, とくに, 研究書として英文で書かれたもののうち, 今日のスウェーデンの社会福祉を理解するのに必読と思われるのは, その基底となる考え方を構成した1935年設立の人口問題委員会における指導者, Alva Myrdal が, 委員会の資料, 結論などをもとにして書いた *Nation and Family*, 1945, Kegan Paul, London. であろう。

しかし, なんとといっても, 以上のものは, *Nation and Family* をのぞき, 大体が海外紹介を目的として書かれたものである。その意味で, より深い考察のためには当然, スウェーデン語で書かれたスウェーデン人自体の研究書に目をむける必要がある。その点で, 一般的なものまたすぐれたものとしては, 一応, 次のものをあげる。

Åke Elmér, *Svensk Socialpolitik*, 1964, Gleerups.

Karl J. Höjer, *Den Svenska Socialpolitiken*, 1964, Norstedts.

Ernst Michanek, *Social Boken*, 1966, Tidens Förlag.

以上の他, とくに歴史研究としては, 次のものがすぐれている。

Karl J. Höjer, *Svensk Socialpolitisk Historia*, 1952, Norstedts.

Håkan Berggren, Göran B. Nilsson, *Liberal Social Politik*, 1853—84, 1965, Scandinavian University Books, Svenska Bokförlaget.

本稿は, 以上の参考文献あるいは資料を参考として書いたものである。また, 可能なかぎり詳細

な年譜をつくって後掲した。

III 概 説

1. 前 史

スウェーデンにおいて, 11, 2 世紀頃からしだいに成立してきていた封建制度のなかで, 共同体的機構のもとにおける農民の生活は, ヴァイキング時代の伝統を反映し, いわゆる西欧大陸型のそれよりは, より自由であったようである¹⁾。

だが, それが, 破綻の兆しをみせてきたのは, 13世紀頃からであった。内乱, 黒死病などによる農村人口の激減, 王あるいは貴族の権力増大に基く重税, 賦役そして共有森林の支配が, その原因であったといわれている²⁾。そのため, その社会的矛盾の象徴ともいえるべき農民一揆は, 15世紀になると各地で激発していった。おそらく, その後から, しだいに貧窮民の問題は, 注目されはじめてきたのであろう。だが, 中世教会の慈善は, いわゆる活動としては存在していたらしいが, 南欧, 西欧の国々に比し, 慈善事業, 施設の発達としてはみられなかったようである。

1527年, 絶対主義王政への胎動をみせはじめてきたグスターヴ1世の時代にスウェーデン教会が創立され, 1634年グスターヴ2世のとき有名な「1634年憲章」が成立, 農民もその代表者をおくりうる身分制国会が1638年に成立した。その頃から, 農民層の分解, 土地保有の状況は, 急速にか変わった(表1参照)。そしてそのなかから, さらに貧窮民の問題はより明確化したのであろう。国教会としてのスウェーデン教会を制度化する必要からできた「教会法」のなかにおいて, 「教区は, その貧窮民を救済する義務がある」ことが, あらためて規定された。そして, それは, さらに12年後, その費用のための課税, 寄付にかんする規定が付加された³⁾。

1) Anna-Lisa Kälvesten, *The Social Structure of Sweden*, 1965, The Swedish Institute, pp. 42-44.

2) 角田文衛編『北政史』, 1955年, 山川出版社, 78頁。

3) Håkan Berggren, Göran B. Nilsson, *Liberal Social Politik*, 1853—1884, p. 228.

表1 土地保有状況の変化

(単位 %)

	16世紀初頭	18世紀中頃
貴族	21	33
教会	21	—
農民	52	31
王	6	36

16世紀初頭のそれは、宗教改革以前のもの。

Anna-Lisa Kälvesten, *The Social Structure of Sweden*, p. 45.

2. 救貧法の成立と展開期

教会法のなかから、救貧法がしだいに分離し成立してきたその発端は、1763年の王の命令である。その具体的な経過は明らかではないが、当時は、スウェーデン国内は、いわゆる市民革命の真只中であった。

しかし、1763年のそれは、いまだ体系的な救貧法としてではなく、各教区における救貧税の徴収を市、町、村すなわち各地方自治体で行うこと、住民は救貧税納入の義務があることを強調したものであった。それは、1811年、1841年、1847年とさらに強調された。また、一方で、1847年にそれまで認められていなかった移動の自由が、いわゆる定住法の廃止によってみとめられた。それらを前提に、救貧制度を体系化し、本格的に成立せしめたのが、1853年法であった。

ところで、その1853年法が出された頃のスウェーデンは、いわゆる原蓄期の完了期であった。すなわち、それは1846年のギルド解体に象徴され、さらに1853年の鉄道敷設そしてそれ以後の急速な産業革命への突入などで理解できよう。その頃は、「近代工業化世界の比較的大きな単位の中に仲間入りし始め、静的経済から動的なそれへと胎動を開始した……¹⁾」時代であったといわれている。

1853年法は、以上のような時代を背景に、各教区の救貧費が増加したため、国王が各教区の救貧行政を調整することをねらいにつくられたものである。それは、おもに、国家権力の救貧に対する責任、救貧単位の再編成などを立法化したものであった。だが、その性格は、「救貧をうける人の労働力を、利用する目的をもっていなかった²⁾」

と指摘されている。

この法の原則および性格は、基本的には、1871年の改正救貧法まで続いたものと思われる。だが、その間には、他国と同様、さまざまな試みがなされた。とくに注目すべきは、労働力として貧民を利用するために、25の州において、労役場の設置が試みられたことである。しかし、それらの努力は、結局、採算がとれずに何にもならなかったということである³⁾。

そのうえ、一方で、国民の生活困窮は、いっそう著しくなってきた。とりわけ産業革命の進展に伴う農民らの分解は、貧窮民の増加に拍車をかけた。とくに、それは1867年から1868年にかけての飢饉によって、決定的となった。そのことは、1865年頃から北アメリカへの移民が急激に増加していること、また1869年に救貧をうけたものの数がその世紀の「最高」であったと指摘されていることなどで推察できるであろう⁴⁾。

国会に設けられた救貧法委員会では、さまざまな討議がなされた。そしてその間に支配的に主張された救貧の原理は、ロバート・マルサス(Robert Malthus)、ダヴィット・リカード(David Ricard)の貧民観であり、また18世紀末イギリスにおいて慈善の組織化、合理化を実践・主張し、後のC・O・S運動の先駆者となったトーマス・チャルマーズ(Thomus Charlmus)の業績であったといわれる。つまり、そこでは国家の救貧は最小限であるべきであり、民間のボランティアな活動が、中心にならなければならないということであった。またその際、すでにイギリスの1834年法を参考として立法、施行されていた1863年のノルウェーの救貧法が話題にのぼった。そして、出現したのが1871年の改正救貧法であった⁵⁾。改正救貧法の主要な諸点は、次のとおりである。

(1) 市町村および教区を救助単位とする。

(2) 州においては、住民の選挙する3名ないし9名の執行委員を、大都市部においては市参事部会を以てその機関とする。

1) 高須裕三『福祉国家の動向』、昭和41年、誠信書房、167頁。

2) Håkan Berggren, Göran B. Nilsson, *Liberal Socialpolitik* 1853—84, p. 229.

3) Håkan Berggren, Göran B. Nilsson, *ibid.*, p. 230.

4) Håkan Berggren, Göran B. Nilsson, *ibid.*, p. 231.

5) Håkan Berggren, Göran B. Nilsson, *ibid.*, pp. 234-237.

(3) 救貧費の大部分は、州および市が負担する。

(4) 対象は、原則として15歳以下の児童および病者、廢疾者に限る。

(5) 院内救護を主とする。

(6) 各市町村は単独または合同して、救貧院 (Fattighus) あるいは労役場 (Arbestinrätting) 救貧農場 (全国を通じて200以上) を設ける。

なお、この法は同時代における他の北欧諸国とくにデンマークとノルウェーのそれに比し、「院内救護」に重点がおかれた点が特徴的であると、後にイギリスにおいて指摘されている¹⁾。おそらくこれは、スウェーデンが、デンマーク、ノルウェーに比し、産業革命の進展さらに資本主義の発達、より早かったことによるものと思われる。また、1885年、あらためて厳しい浮浪者取締法が規定されたことも注目に値する。

なお、現在、救貧院の建物は、中を全部改造して老人ホームなどに使われている。それはおもに郊外にあり、現在は1棟60人位を収容しているが、昔はその倍近く収容し、同じユニホームを着せられ、逃げられないように、柵が設けられていたということが、見学者用の解説としてのべられている。

3. 友愛組合活動および社会改良的機運の萌芽期

—— 1880年～1905年 ——

いわゆる「労働無能力者」しか対象とならなかった当時の救貧制度の下で、一方では産業化の進展、資本主義の発達、社会構造の変化または労働者の生活問題を発生せしめたことは、他国同様であった。

すなわち社会構造の変化は、表2にみられるごとく、1870年代以後の人口増加にもかかわらず、農業人口の減少、工業人口の増大がきわめて明らかになったことで推察できよう。それはまた、他国に比し産業分散度が高かったために漸進的では

表2 職業別分類の推移

	農 業	製 造 業	商 業 ・ 運 輸	公 務 ・ 自 由 業	合 計
1751	79.8	7.7	1.8	10.7	100.0
1769	80.2	8.0	1.9	9.9	100.0
1790	79.6	11.0	1.5	7.9	100.0
1810	82.4	6.7	2.8	8.1	100.0
1830	82.1	7.4	2.1	8.4	100.0
1840	80.9	8.5	2.2	8.4	100.0
1850	77.9	9.2	2.0	10.9	100.0
1870	72.4	14.6	5.2	7.8	100.0
1880	67.9	17.4	7.3	7.4	100.0
1890	62.1	21.7	8.7	7.5	100.0
1900	55.1	27.8	10.4	6.7	100.0
1910	48.8	32.0	13.4	5.8	100.0
1920	44.0	35.0	15.2	5.8	100.0
1930	39.4	35.7	18.2	6.7	100.0
1940	34.1	38.2	19.5	8.2	100.0
1950	23.4	41.0	21.1	9.5	95.0*

* 家事使用人その他が加わる。

Anna-Lisa Kälvesten, *The Social Structure of Sweden*, p. 85.

表3 都市居住者の総人口に対する割合の推移

年	%	年	%
1800	9.8	1900	21.5
1820	9.8	1910	24.8
1830	9.7	1920	29.5
1840	9.7	1930	32.5
1850	10.1	1940	37.4
1860	11.3	1950	46.6
1870	12.9	1960	51.1
1880	15.1	1964	52.8
1890	18.8		

Anna-Lisa Kälvesten, *The Social Structure of Sweden*, p. 85.

あるが、都市人口の増加(表3)として反映していった。

労働者の労働条件は低賃金長時間労働(1890年代初め——平均11時間)であり、婦人、年少労働者は増加、住宅問題、青少年非行の増大なども明確化していった。だが一方では、1889年、団結禁止法が制定され労働者の基本的な団結権は否定されていた。それに対し、労働者は自然発生的なストライキをくり返す一方、自己の生活防衛のための「友愛組合」を結成していった。とくにそれは、熟練職能の労働者に多かった。そして1891年の友愛組合法の制定は、それをよりいっそう進展せしめた。当時の友愛組合の目的は、次のような相互扶助的な性格を強くもったものであった。

1) Report of the Royal Commission on the Poor Laws and Relief of Distress, Appendix Volume XXXIII, *Foreign and Colonial Systems of the Poor Relief*, London, 1910.

1881年の大工組合の規定

「当労働組合は、産業上の条件規制のために活動し、職能ならびに労使双方の真の利益を代表する。当組織は、生活水準の改善を推進し、職能の能率を向上させる。

当組織は、そのほか健康的な作業場の確立、ならびに健康的でかつ実際の作業方法の実現のために活動し、さらに養老と福祉のための基金を設定し、可能なかぎり調停を通じて失業とストライキを防止し、一般的な教育の拡充と節制のために活動する¹⁾。」

また、1889年には、後に社会福祉政策の強力な推進力となる「社会民主党」が結成された。その設立当初は、マルクス主義を基調とし、ゴータ綱領の原理をうけついで方針を採択したが、その後、ドイツ社会民主党の変質の影響を受け、しだいに修正主義路線をたどっていった。そして1897年には、のちの指導者 Hjalmar Branting が、はじめて下院に当選した。そして1900年には4議席、1903年には17議席というように徐々にその党席を拡大していったのである²⁾。

これらの状況を反映して、資本家そして自由放任主義の主張も、多少は、譲歩せざるをえなくなってきたのであろう。1901年、ようやく労働者災害補償法が、社会保障の先駆的立法として制定されたのである。

この時期の特徴の第1を、Karl J. Höjer は、「社会保険の思想が実際の政策となる³⁾」とのべているのは、以上の過程のなかでの状況をのべたものであろう。

ところで以上のような社会状況の変化、とくに社会改良的機運の発芽は、いわゆる自由放任主義に基く最低最悪の労働不能者対策にも、しだいに改善の機運を生ぜしめてきた。とくにそれは、まず、児童の処遇のなかに、その影響をあたえて

きた。その一つは、青少年犯罪に対する制度の変化である。1890年以前は、刑法適用年齢が14歳以上でありその処遇に対しては、とくに児童としての特殊性は考慮されていなかった。しかし、激増する青少年犯罪に対して、議会では討議がつづけられ、その結果1902年に、法律改正が断行された。そして、刑法適用年齢を14歳から15歳に、また15歳から18歳までの少年で懲役6ヵ月以下の者は公立教護院へ強制収容することに決定した。それは、青少年犯罪に対する「懲罰から教育」への変化として、画期的なものであったということである。しかし、この時期にはまだ現実には、教育と称しての懲役的労働が多かったともいわれている⁴⁾。また、いま一つの改善点は、里子制度についてであった。当時、里子の意味については、子ども自身のためという考え方は、全くなかった。とくに、未婚者の出産は「罪」と考えられ、その子どもは親の罪の報いとして非人扱いであった。そのため、子どもたちの多くは、救貧法適用者として最少限の費用で里子に出された。したがって成長しきれないものが多く、里子満1年以内の死亡率は、都市で25%、農村では50%という高率であった⁵⁾。それに対し、1902年に里子法ができ、里子の健康と保健に関する規定がもりこまれ、コンミュンの保健局が里子係をおいて里子の監督をするようになったのである。

なお、以上のような児童のとりあつかいに対する改善の主要な推進力は、教会であったといわれている。1890年頃までの教会は、「階級制のある人間社会では、富も貧も神からの賜物である」という考え方であった。そして、社会主義者を大敵と考え、あらゆる非難を行った。しかし、1890年代の末頃から教会側に反省が起り、社会民主主義と敵対することは、労働者階級を教会からひきはなすものであるとの考え方がなされ、その結果、社会施策に対する教会の否定的な態度も変化し、とくに里子法の制定については教会側から積極的な寄与がなされたのであった⁶⁾。

1) 日本労働協会全訳、ILO調査団報告書『スウェーデンにおける労働組合の地位』、昭和37年、日本ILO協会刊、43頁。

2) Frans Severin, *The Ideological Development of Swedish Social Democracy*, 1956, The Swedish Social Democratic Labour Party など参照。

3) Karl J. Höjer, *Svensk Socialpolitisk Historia*, 1952, Norstedts, p. 39.

4) Karl J. Höjer, *ibid.*, pp. 43-45. 参照。

5) Karl J. Höjer, *ibid.*, Kap. 3, pp. 45-48. 参照。

6) Karl J. Höjer, *ibid.*, Kap. 3, pp. 50-52. 参照。

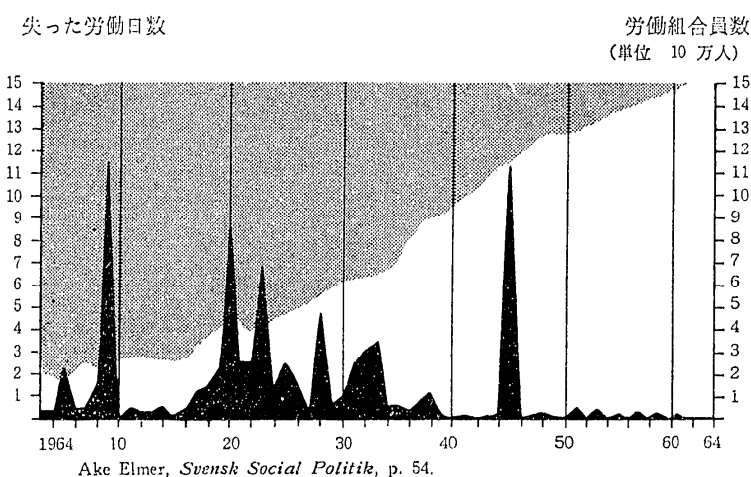
4. 社会政策進展の時期

—— 1905～1930年 ——

20世紀にはいり、とくに世界第1次大戦前後からさらに大恐慌直前にいたるまでの間を、社会史として一つの時期にまとめることは、必ずしも正しいとはいえないかもしれない。ことに、ロシア革命の影響はスウェーデンのように、ソ連の隣接国である国では、きわめて大きかったものと考えられる。

だが社会政策自体の面からみれば、この時期は以上のような激動期ともいえる時期を背景に、また金融資本主義の発達を基盤として政策が著しく進展した時期としてとらえられうる。図1にみら

図1 ストライキ、ロックアウトで失った労働日数と労働組合のメンバー数 1903～1961年



れるような労働争議の激発、とくに1909年のゼネスト、明確な社会民主党の躍進(表4)、そして一方では普通選挙法ならびに婦人参政権の獲得などを背景に、この期には、労働保護立法の確立をはじめ後の社会福祉政策に総合化されていくための素材となる諸立法、諸制度が、散発的であるが、原初的なかたちで発生してきている。

もっとも、それは、世界第1次大戦後の1922年を境として、この期のなかでも、さらに区分ができる。Karl J. Höjerによると、この期の前半すなわち20年代の初頭までは、「デモクラシーの興隆、社会政策への雪どけの時代¹⁾」としてとらえ

表4 スウェーデン議会選挙

年	保守党	農民党	自由党	社民党	共産党
1911	64	—	101	64	—
1914 (4月)	86	—	71	73	—
1914 (9月)	86	—	57	87	—
1917	59	12	62	86	11
1920	70	30	48	75	7
1921	62	21	41	93	13
1924	65	23	33	104	5
1928	73	27	32	90	8
1932	57	36	25	104	8
1936	44	36	27	112	11
1940	42	28	23	134	3
1944	39	35	26	115	51
1948	23	30	57	112	8
1952	31	26	58	110	5
1956	42	19	58	106	6
1958 (6月)	45	32	38	111	5
1960	39	34	40	114	5
1964 (9月)	28	37	40	117	8

武藤光朗編『福祉国家論』, p. 63.

られ、後半とくに1922年から1932年までは「社会政策の沈滞²⁾」の時代としてとらえられている。内容的にいうならば、年表をみてもわかるように、前期は、労働時間制限をはじめ労働者政策、労働立法、そして年金保険制度の進展の時代であるのに対して、後期はその面での進展は停滞し、いわゆる労働不能者対策である救貧対策、児童福祉対策においてのみ発展がみられた時期であったといえよう。もっともそれは、1922年以後のいわゆる相対的繁栄期における欧米諸国の基本的な風潮と、ほぼ歩みをともしたものであったと考えられる。

ところで、以上の過程のもとで、出現した労働不能者対策の内容はどのようなものであったかをのべておこう。

まず、救貧法の性格の変化が注目されるべきであろう。1871年法以来の救貧法の下で、その対象の多くは当時老人であった。ところが、1913年の年金保険法の実施に伴い、しだいにその対象者が減少してきた。そして、とくにそれまで救貧制度の中心であった救貧院へ収容された老人が、1907年には49,000人であったのが、1930年には44,000人に減少した。と同時に、1918年の救貧法改正に

1) Karl J. Höjer, *ibid.*, Kap. 4.2) Karl J. Höjer, *ibid.*, Kap. 5.

においては、救貧院の改善が中心的な問題としてとりあげられた。それまでの救貧院はまず機能的に分類され、老人ホーム、養護ホーム、病人収容施設などと呼ばれるようになった。また、居宅保護を大幅に認めるようになってきたのである¹⁾。

また、それまで救貧法の対象としてあつかわれていた児童にかんする立法が、救貧法から分化し、独立法として確立した。1924年の児童福祉法がそれである。これは、まだ厳密な意味では福祉というよりは、保護としての性格の方が強いものであった。そして、児童や青少年の保護のための機関や施設の管理およびその設置推進を、児童福祉委員会がすることを規定したものであった。各地方自治体の児童福祉委員には、牧師、教員、医者、その他児童福祉関係者が住民代表として選ばれ、そのなかに1人は婦人が含まれていなければならないと規定された。また、この委員会は、1902年に定まった里子に対する監督も行うことになった²⁾。

5. 社会福祉政策成立の時代

—— 1930～1940年 ——

1932年にスウェーデンをおおいつくした世界大恐慌の構造的基盤そのものは、スウェーデンの場合にも他国と同様、それ以前とくに1920年代後半から、しだいに胎動してきていたといえよう。

とくに、それは、失業者の増大という現象であらわれてきていた。そのため、議会は、1930年に労働市場委員会を発足せしめたのであった。

しかし、失業による救貧法対象者の増加は、目に見えてふえはじめた。それは、1925年に325,000人であった全対象者数が、1931年には426,000人、1932年には524,000人とふえてきたことで、推察できるといわれている³⁾。また1932年、世界大恐慌下での被害が最高の時には、全労働者の22.4%が失業という状態に追いこまれたのであった。

そして、その1932年という重大な年に総選挙が行われた。その結果「失業はいかなる方法をもっ

ても、まず克服されなければならない」というスローガンを前面におし出した社会民主党が勝利をおさめ、はじめて、単独でその内閣を組織した。同党は、1936年に一時政権を下ることになったが、同年の総選挙にも大勝、以来今日にいたるまで政権をとりつづけ、いわゆる長期安定政権になったのである。

ところで、1933年以降、とくに社会民主党政権が手をつけたのは、まず、失業問題また労使間の調整であった。有名な Gunnar Myrdal の指揮のもとに「ケインズ理論以前にケインズの政策をもって」公共事業を起し、そこに失業者を正常な市場賃金で雇用した農業補助金を増額するなど、赤字と増税を媒介とした大胆な方策がとられた。また、1932年以後、スウェーデン労働者総同盟 (LO) とスウェーデン経営者連盟 (SAF) との間に労働平和会議がもたれ、労働災害と安全操業に関する報告書が作成された。そして、その後、1938年にはサルシュバーテン協定により、労使間の基本協定がむすばれ、それによって発足した労働市場協議会が、その後の労働市場を、よりいっそう安定するのに貢献した。

1933年、164,000人の失業者は、1938年には半数以下に減少した。失業者の全労働者に対する率は、その後さらに減少していった(表5)。

また、第2に、社会民主党政権が推進したのは、住宅政策であった。その住宅政策の推進には、二つの契機があった。一つは、1933年以後、失業対策としての公共事業において、住宅建築に補助金を出したことである。いま

表5 失 業 率

年	%
1932	22.4
1936	12.7
1938	10.9
1947	2.8
1951	1.8
1955	2.5
1959	2.0
1962	1.3

Stat. Abstract, 1964.

一つは、1930年を底辺として低下してきた出生率に驚き、児童保護の一環として低収入の有子世帯のための、住宅建築に補助を出したことであった。とくに、後者の施策は、1935年にできた人口問題委員会の報告などに基き、よりいっそう促進され、1930年代後半には低所得の有子世帯に家賃の補助

1) Karl J. Höjer, *ibid.*, pp. 161-164 参照。

2) Social Welfare Board, *Social Sweden*, 1952, VI 参照。

3) Karl J. Höjer, *ibid.*, p. 168.

をする施策も行われるようになった。また、家族の形態が変化するにつれ、しだいに明確化してきた老人問題に対し、とくに中間層の老人もふくめての対策として、老人用特別アパートの建設を行うようになった。その他、一般アパート建設費に国の貸付金を貸付けようになったのも1933年からであったが、その5年後には、自家用の個人住宅に対する貸付けも行い、政府は住宅建設を積極的に推進したのであった。それは、1939年、第2次大戦が始まって、一時は中止することもあったが、その後さらに推進された。

第3に、1930年代の特徴は、家族政策とくに母子保護政策の積極化ということである。有史以来、スウェーデンの人口増加率が最低を示したというので問題視され、1935年には国会に人口問題委員会が設立された(表6参照)。そして、そこでは、

表6 人口増加率

年次	人口増加率
1751—60	8.43
1761—70	6.60
1771—80	4.14
1781—90	4.03
1791—1800	7.96
1801—10	7.63
1811—20	7.52
1821—30	11.00
1841—50	8.64
1851—60	10.51
1861—70	11.24
1871—80	12.21
1881—90	12.12
1891—1900	10.78
1901—10	10.88
1911—20	7.82
1921—30	5.44
1931—40	2.78
1941—50	8.02
1951—60	5.00
1961	4.12
1962	4.03
1963	4.77

Statistical Abstract of
Sweden, 1964.

すでにのべた *Nation*

and Family にのべられているような諸調査たとえば詳細な人口動態調査や階層別家族統計また都市と農村の家族構成の差異、児童養育費調査、住宅状況と養育状況との関連、既婚婦人の就労と保育状況などを基礎に、諸政策が立案され実施されてきたのである。とくに、1930年代後半には、出産補助、新家庭資金貸付け、学校給食の国庫補助、児童のいる家庭への住宅政策などが実施された。

以上の諸政策への積

極的な展開を、Karl J. Höjer は、「社会政策の新しい道¹⁾」とのべている。また、Alva Myrdal は、社会政策の社会民主主義的段階、保障および統合の時期(第3期)としてとらえ、それ以前の民

間慈善事業と救貧制度の時期(第1期)、社会保険の時期(第2期)に比し、「慈善と正義に経済的関心がくわわった²⁾」時期として特質づけている。

なお、この時期のスウェーデンの社会福祉の特質を、イギリスで1938年に刊行された *The Fabian Research Bureau* の研究では、イギリスのそれが貧窮者を対象としているのに対し、スウェーデンのそれは、労働者階級のためと同様、中産階級のためにも準備されていると指摘³⁾している。

この時期の社会福祉政策の成立は、原則的には国家独占資本主義の確立を基盤としたものであるが、それは、労働者階級の組織、強力を背景に、とくに典型的な「福祉国家」としてのスウェーデンの確立の象徴であったといえよう。

6. 社会福祉政策進展の時期

—— 1940年以降 ——

世界第2次大戦において、スウェーデンは、他の北欧諸国と異り一応中立の立場をとりえたことは、通常、その後の社会福祉政策推進にプラスであったといわれている。

1940年の頭初は停滞的であった時期もあったが、その後の諸立法および政策の進展はめざましかった。その基調になったのは、1930年代の諸政策、とりわけ家族政策であったが、制度的には、1933年に国会にできた社会問題委員会の諸報告に基いたものであった⁴⁾。その主要な目標は、いかに効果のある社会保険をつくるか、救貧制度をモダン化するかにあり、そのうえで、それまで国家とコミュニケーションの間にあった種々の社会政策の諸活動を統合・調整するよう努力することにあった。審議会は、社会福祉制度を統合し樹立することは、国家自体の業務であるという考えに基き、複雑な従来の救貧形式と社会保険を改正し、更新するよう提案したのであった。

1945年、審議会は、1946年から国民年金制度を

2) Alva Myrdal, *Nation and Family*, 1945, Kegan Paul, pp. 152-153.

3) Edited by Margaret Cole and Charles Smith, *Democratic Sweden*, 1938, Routledge, pp. 247-248.

4) Ernst Michanek, *Social Boken*, 1966, Tidens Förlag, pp. 27-31.

1) Karl J. Höjer, *ibid.*, Kap. 6.

改正、寡婦年金をつくること、老齢年金における収入審査部分を削除することなどを提案した。また、1946年に政府は、審議会の提案を基礎として、多年懸案であった一般（義務制）傷病保険をとりあげた。それは1950年発効の予定であったが、財政上の理由から1955年に延びた。その他労災保険新法、新失業保険制度も提案され制定された。

一方、1950年、審議会は、救貧を公的扶助（Social Help）におきかえるべきだと提案し、1957年に新しい公的扶助法が出発した。

その他、注目されるべき点は、1950年と1955年に問題が国会に提出された年金制度の政策についてであろう。1955年に一般年金準備委員会が任命され、1957年に答申案が出された。そのなかで、とくに付加年金制の問題が議論をよび、三つの意見が提案された。その1は法的付加年金制を立法で定め国民年金の上にのせること、その2は自由意志で個人または集団で国民年金に付加すること、その3は政府運営ではあるが加入はまったくの自由意志とすることであった。1958年に政府は、最初の案の議会通過をはかったが否決された。そのため下院を解散し、1958年選挙後の議会によって漸く可決をえ、1960年1月1日より発効の運びとしたのである。

その他、諸立法の制定の順位は、年表のとおりであるが、それらは社会民主党政権下の完全雇用政策、最低賃金制そして住宅政策を前提としたものであること、また、公的扶助より児童手当、健康保険、年金制度を中心としたものであることが、しだいに明確化してきている。その基調は、前述の社会問題委員会が、くり返しのべてきた原則、すなわち昔は社会的援助というものは貧窮者だけを対象にしてきたが、現在は人々に起りうるあらゆる事故に対し、多くの人々の生活を保障するものでなければならないということである。その結果、国民所得のもとでの社会福祉への分け前またその財政支出の国家的規模への拡大は、しだいに増大してきているのである（表7および表8）。

だが、一方で社会福祉の制度化が進展すればするほど、一般的基本的条件は明確化していくが、平均的状況に対して特殊の状況の処置をどうする

表7 社会保障関係費と国民所得の関係

年	社会保障費	国民所得	割合
1900	25	2,000	1.3
1905	33	2,200	1.5
1910	47	3,000	1.6
1915	74	4,200	1.8
1920	197	11,300	1.7
1925	226	7,300	3.1
1930	276	8,100	3.4
1935	403	8,300	4.9
1940	658	12,900	5.1
1945	1,239	16,200	7.6
1950	2,546	25,600	9.9
1955	4,642	41,300	11.2

Ake Elmer, *Svensk Social Politik*, p. 320. (単位百万クローネ)

表8 社会保障関係費支出の割合

年	国	コミュン	州	合計
1900	19	67	14	100
1905	21	66	13	100
1910	23	62	15	100
1915	26	57	17	100
1920	26	52	22	100
1925	36	43	21	100
1930	39	43	18	100
1935	48	38	14	100
1940	55	30	15	100
1945	66	22	12	100
1950	70	18	12	100
1955	65	19	16	100

Ake Elmer, *Svensk Social Politik*, p. 321.

かという点、また複雑化してきた諸手続の処置、各地域の段階での行政的矛盾などが、今日の課題となってきた。それは、「貧困に基く問題を解決したというスウェーデンにおいて今日問題となっていることはかつてのマージナルな問題として比重が軽く扱われていた社会的少数派の人々の問題であり、一律保障から個別必要充足といういき方へ移っていくための問題である¹⁾。」とも指摘されている。

そして、その打開の方向の一つとして、専門職能人としてのソーシャル・ワーカーの養成がより積極化している点は注目すべきであろう²⁾。それは、“Socionomists”とよばれ、社会福祉行政、病

1) 武藤光朗編『福祉国家論』、昭和40年、社会思想社、220頁、久保まち子執筆の論文より。

2) Ingemar Mundebo, *The Training of Socionomists*, 1966, The Swedish Institute.

院管理、青少年福祉、禁酒のための事業、福祉施設での従事者、リハビリテーション・ワーカー、ソーシャル・ケース・ワーカー、その他人間関係管理者などとして活動しており、現在は約 4,000 人（うち 2,000 人はリハビリテーションおよび人間関係管理者として、また 1,500 人は行政面に、そして 300 人は、私的に労働組合や福祉関係の諸団体に雇用されている。半数は女性）である。そして、現在さらにそれを質的にも高め、量的にも増加せしめるよう、国家的にその養成機関を増加せしめる傾向にあるとのことである。なお、現在その養成期間は、高校卒業後 3 年間で、教課目としては「法律」「政治学」「社会経済学および社会福祉政策」「社会学」「心理学」「地方自治および経済、社会計画」「ソーシャル・ワーク」の諸課目であり、それに現場実習が必修となっている。

その他、急テンポな産業化、都市化のもとに増大してきている家庭に責任をもった婦人の就労時における保育の問題（表 9）、ますます増加をつづけている高齢者の問題、アルコール中毒者の問題、未婚の母子の問題、青少年問題などが、今日社会的には注目されている。

表 9 婦人労働者の既婚者割合

(単位 %)

年	未婚	有夫者	未亡人
1930	79.4	12.8	7.8
1940	74.8	17.0	8.2
1945	69.6	21.0	9.3
1950	60.1	29.6	10.3
1960	44.5	44.8	10.7

Stat. Abstract, 1961.

その他、基本的な問題として、いわゆる重武装中立の貫徹にともなう「バターか大砲か」の課題なども、とくにスウェーデンのように社会保険負担が少く国庫負担の多い社会保険方式では、今後より以上に深刻な問題になるであろうことは想像にかたくない。Karl J. Höjer は 1940 年代から 1952 年までの時期を歴史の最終段階として前掲 1955 年の著作に、「社会政策の膨張が財政上の困難を伴

うにいたった時期¹⁾」としてとらえているが、その困難の時期は、ここ数年来、社会保険における受給者負担の率の増加からもみられるように、その後もさまざまな曲折をへながらつづいているものと思われるのである。

7. おわりに

スウェーデン社会福祉の基礎的な発展過程そのものは、他国と同様、資本主義の発達段階のなかでその状況を反映しながら生じる生活問題そして運動に対応し、いわゆる譲歩として成立してきたものといえよう。だが、その譲歩の性格そのものが、いち早く社会保険を中心とし中産階級をもふくんだものとして、他の社会政策とともにより積極的に出現してきたのはなぜであろうか。

歴史的に無視できないのは、まず第 1 に社会民主党の長期政権であろう。その性格と条件は、何であろうか。その背後にある一種の民族「共同体意識」とスカンジナビア・デモクラシーとの関係、とくに隣接国であるソビエト連邦に対する反応などとともに、それは、おそらく重要な課題になるであろう。第 2 には、人口問題の出現と性格そして労働市場との関係であろう。スウェーデンにおける社会福祉の中心が、人口問題との関係でとくに「家族」保全策としての性格が強く出現している状況は、さらに分析されなければならない。そして、第 3 には、スウェーデンの社会福祉が、地域中心に成立、展開そして拡大されてきたという性格および条件についてである。この最大の条件は、おそらく産業構造、労働市場の地域的特質さらに都市化の特質であろうと思われるが、この点も、今後の課題であろう。

その他、とくに社会保障の発達のなかでの労働不能者対策また Socionomists といわれている専門職能人の位置づけなどが、日本あるいは同じ体制ではありながらその色彩がきわめて異なるアメリカなどに比し、どういう特質をもって展開されたかが、社会福祉として考えられる場合にはより詳細に構造的に検討される必要があるであろう。

1) Karl J. Höjer, *ibid.*, Kap. 7.

スウェーデン社会福祉年表

年代	資本主義階級	一般的状況	社会運動, 社会改良活動	社会立法, 社会福祉関係立法 (とくに記していない場合の年代は公布の年)	社会福祉行政, 施設・機関の設置, 処遇の発生, その他	本区稿での分
1400		1435 スウェーデン議会始まる				
1500		1477 ユプサラ大学創設 1521 スウェーデン完全独立 1523 旧教を廃し, 新教をとる			—— 1500年代地方医務官制度の発足	
1600	資本主義	1593 スウェーデン教会創立 1634 「1634年憲章」の公布 1638 身分制国会の設立 1645 新聞のはじめ		1649 高等学校が正式に認められる		前史
1700	市民革命	1660 国王絶対君主となる 1666 ルンド大学創設 1668 スウェーデン国立銀行創立 1680—86 土地制度の改革 1720 新憲法発布 (議会と憲法) 1723 絶対王制をやめ, 国王の権力を議会に移す		1686 教会法のなかに教区における貧窮民の救済が義務づけられる 1734 新民法発布 (一般法)		
1800	期	1809 新憲法制定 (立憲君主制) 1832 汽船航行 1833 エーリック熱気機関発明 1834 国立銀行の改革 通貨の安定はかる	1786 スウェーデンアカデミーの基礎できる —— 初期2, 3の禁酒団体できる	1763 救貧税令 (市町村へ救貧税納入の義務を強調)	1752 セラフィム教団によるセラフィマー病院の設立 (養護老人ホームの設立) 1830 幼児学校の創設 (ストックホルム, イェーテボリで)	救貧
		1846 ギルドの解体 (印刷工の組合結成) 1847 イェーテボリ銀行創立 1848 自由憲法の制定 1851 最初の製材工場の設置	—— 成人教育運動はじまる (1852 製パン職人組合結成)	1842 公立小学校法 1845 相続法 (男女同等の相続権) 1847 救貧令 定住法廃止	1845 学校給食はじまる	貧法
	産業革命	1853 鉄道敷設 1854 鉄道の国有化 1856 私立ストックホルム銀行の創設 1858 ベッセマー転炉完成		1853 救貧法 1854 アルコール個人醸造禁止令 1858 秘密集会禁止令	1854 ・最初の託児所がストックホルムにできる ・アフタヌーン・ホームできる 1858 成人した従僕に主人が肉体的懲罰を課す権利の撤廃 1862 最初の町立老人ホームの設置	成立
	本	1860 この頃より北米移民はじまる 1862 地方行政を改革				

1900	資本主義的萌芽期	(金)	1899	・スズヴァールで製材スト ・全国消費者協同組合連盟 (KF) できる	1899	労働刑法強化	改良的機運の萌芽期
			1901	徴兵制度の設立 ノーベル賞授与はじまる	1900	婦人年少者労働法	
			1902	・“偉大なるスト” 一政治スト ・スウェーデン経営者連盟 (SAF) の結成 ・スウェーデン全国福音伝道会青年協会できる	1901	労働者災害補償法	
			1903	スウェーデンスポーツ連合できる	1902	里子法	
			1905	ノルウェー、スウェーデンから独立	1902	青少年犯罪取扱いに関する改正法	
			1905	・スウェーデンパプティスト青年連合できる ・スウェーデン農業消費協同組合 (SLR) できる	1905	労働者保護法の成立	
			1906	・政党政治発足 ・男子普通選挙法実施	1904	・公立幼稚園の設立 ・own homes fund の設立	
			1907	・ラップランド鉱山の国有化を準備 ・不況の発生	1906	労働関係調整法	
			1907	スウェーデン士官労働組合結成	1906	地方自治体の職業紹介所に国の補助	
			1908	スウェーデン未来の先生のキリスト教運動できる	1907	借家法	
1910	成熟期	(金)	1909	ゼネ・スト ボーイ・スカウトはじまる	1908	出産保険について、はじめて政府が関心を示す 失業問題議会に出ると上院反対する	社会政策の進展
			1911	The Swedish Corenant Youth できる (SMU)	1910	任意保険組合法の改正	
			1912	ストックホルムで、第5回国際オリンピック	1910	出所した囚人の援助 地方会や多くの保護団体できる	
			1912	スウェーデン自由学生キリスト教運動	1911	住宅問題が議会で取り上げられる	
			1913	スウェーデンの学校における自由学生キリスト教運動はじまる (FKG)	1912	労働者保護法の改正 図書館法 勉強グループ援助法	
			1915	酪農協同組合	1913	年金保険法 老齢年金制度の実施 辞っばらい取締法	
			1916	一般農業組合できる 中央社会労働連合が住宅協同組合 (HSB) を設立	1914	失業委員会の設立	
			1917	スウェーデン社会党初入閣	1917	アルコール販売法	
			1918	フィンランドの独立承認	1917	未婚の母親の届出制 有給休暇問題議会に出る	
			1919	憲法改正	1918	・救貧法改正 ・職業教育学校法	
1920	成熟期	(金)	1920	最初の労働党内閣でできる 婦人参政権獲得 国際連盟に加入	1919	時間制限法 (1日8時間)	時期
			1921	新憲法	1920	・労働争議調停法 ・中央仲裁委員会法	
			1922	協同組合運動急激な成長を示す	1920	・国家の住宅貸付基金設置 ・地方保健婦はじまる ・政府による産業民主主義調査会	

1930	資本主義成熟期	(国) 家主独占	1924 フルボーグ国家社会党結成	1923 大規模なロックアウト 借家人協会できる	1923 職能法		
				1924 ・近代住宅協同組合運動の誕生 ・スウェーデン婦人補助保護サービス連合 (SLK)	1924 児童福祉法		
				1927 青年協議会が始めてもたれる		1925 すべての囚人保護福祉団体がスウェーデン保護連盟に加入する	
			1929 世界大恐慌——資本輸入国から資本輸出国へとかわる——		1928 団体協約法 労働裁判所法	1928 遺族基金創設	
			1930 ・スウェーデン共産党結成 ・出生率最低を示す	1930 The Swedish Association of Red Falcon できる	1929 ・精神病に関する法律の成立 ・国家保険法の成立	1929 国民年金の改正	
			1931 金本位制停止	1931 俸給従業員全国組織 (DACO) の結成 製材業地帯に紛争を生ずる	1931 健康保険法 任意保険組合法の改訂 酔っぱらい取締法	1930 労働市場委員会の設立	
			1932 社会民主党単独内閣できる			1931 失業調査委員会設置	
				1934 ・スウェーデン自由党青年部できる (EDV) ・保守党青年部できる (HUF) ・スウェーデンカソリック青年部できる ・看護婦の労組結成	1934 職業紹介所法	1933 社会問題委員会設置 「住宅社会管理」はじまる	
			1935 北欧3国ブロックの形成 投資留保制度の実施	1935 非国教教会青年協議会できる	1935 少年禁錮刑法	1934 ・失業保険の実施 ・出産に政府援助はじまる	
				1937 スウェーデンセツルメント全国連合できる	1936 ・行政関係調整法国会通過 ・団結権および団体交渉権に関する法律	1935 ・人口問題委員会設立 ・国家は16歳以下の子供3人以上をもつ低収入家庭にふさわしい家を助長した	
1940				1938 ・サルシェバーデン協定 ・イエーテボリに高等技術、特殊専門学校組合できる	1937 改正アルコール販売法	1936~49 7年間の義務教育	
			1939~45 第2次世界大戦		1937 ・養護老人ホームの設置 ・老齢年金計画の改訂 ・社会福祉委員会できる ・学校給食に国庫補助はじまる	1938 ・結婚資金借用制度の導入 ・歯科治療サービスの設置 ・出産が医療庁の管理下に入り政府補助はじまる ・自宅建築に政府貸付金はじまる ・人口問題委員会報告書を提出	
					1938 有給休暇法の実施	1939 ・年金者用のホームアパートおよびアパートの建築費の一部を地方自治体に対し援助を開始する	
					1939 妊娠と結婚に関する雇用の権利を保障する特別法の通過	1940 ・ストックホルムに年金者用アパート出現 ・国立レジャータイム局創立	

1941	・ドイツ軍の通過を認容 ・軍備強化に努力 ・アルコール類の配給制はじまる			1941 人口政策委員会の設立	
1942~43	幹線道路, 多数私鉄の国有化	1942 スウェーデン保守党学生連合 (SKCF)	1942 工場安全に関する協約, 職業訓練に関する協約, 集会場所援助法	1942 ・住宅建築に無利子無担保貸付制度の実施 ・家賃コントロール制実施	
1943~48	職業復帰の幅広い調査なされる	1943 ・スウェーデン専門職団体総連合 (SACCO) の結成 ・全国公務員組合 (SR) の結成 ・国際ボランティアワークキャンプ (IAL) できる	1943 ホーム・ヘルパー制度法	1943 ・議会は訓練を受けた, ホームヘルパーの雇用に関して地方自治体, 私的団体に補助金を出す ・子どもの夏のキャンプに政府の補助金出す ・幼児保育事業に政府の援助要請	社 会
		1944 ・俸給職員中央組織 (TCO) ・共同プログラムのもとですべての禁酒運動の統一	1944 奉公人法 (召使法)	1944 保育事業に政府の補助はじまる	福
		1945 金属産業で大争議発生 ・スウェーデン小売商人連合青年運動 (SKUR) ・青年職人運動	1945 ・新養子法 ・新職能法	1945 国家と地方自治体の援助のもとに, 母の奨学金制度はじまる	社
		1946 ・経営協議会制度の実施 ・中央派学生協会できる	1946 ・新犯罪者取扱法 ・健康保険法通過 ・国民年金法の大幅改訂 ・児童福祉法改正 ・児童手当法議会通過 ・主婦と児童の休暇とレクリエーションを目的とする法案成立	1946 学用品無償給与寡婦年金の実施	政
			1947 社会事業学校の重要改訂国会通過	1947 労働市場庁設立	策
			1947 ・傷病保険法 ・老人ホームの根本的改革に関する決定国会でなされる ・特別法 (子どものいるやもめと未亡人の別居手当)	1948 ・子持ち家庭へ住宅費補助はじまる ・児童手当制度の実施 ・改正国民年金法の実施 ・すべての給付郵便為替でなされる ・労働市場委員会女子雇用の調査に着手 ・国民保険サービスの実施	進
1948	・新裁判所法 ・NATO, 西欧連合に不参加表明 ・司法		1949 新労働者保護法 両親法	1949 ・住宅改造のための補助金貸付制度 ・ウプサラ赤十字がホームヘルパーを発足させる	展
			1950 学制改革法 子どもに対する両親の同等の権利義務規定	1950 ・未婚の母の子に児童保護費をつける制度 ・政府による児童福祉委員会の設置	の
				1951 ・女子労働市場委員会発足 ・総合制の9年義務教育の試験的プログラムはじまる ・ホーム・ヘルパーサービス地方自治体で発足	時
1950	・中共政府承認 ・第3回世界平和会議 "ストックホルムアピール" ・言論の自由法	1951 ・スウェーデン国連学生協会 ・スウェーデンの禁酒運動は13の全国組織と6,600の地方協会からなり310,100人をかぞえた			期
	1951 自由宗教法				

1960	1952	・職業訓練は国民年金省から労働市場庁へ ・児童手当が地方自治体の収入税から出るようになる
	1953	一般アパート中に老人用を割当てるときの政府援助発足
	1954	出産給付 地方自治体が国民年金受給者に家賃手当支給開始
	1955	・強制加入医療保険の実施 ・新出産手当
	1956	スカンジナビア、イギリス在住スウェーデン人に医療保険を拡大
	1957	Ekerhery 委員会年金制度について答申
	1958	即成アパートを老人用に改造するための国庫補助
	1959	・労働市場庁は身体障害者の雇用の自営業に勤めるものや自動車を備えて援助する可能性をえた ・特別のホームヘルプサービスが、市当局や私的団体によってなされた
	1960	・追加年金の拠出開始 ・児童年金、寡婦年金の支給に収入審査撤廃
	1962	・付加年金の支払い開始 ・国民健康皆保険地方にも確立
	1953	・北頭会議設立 ・社会主義インターナショナル第3回大会
	1954	・原子炉第1号の試運転
	1955	・ラップ地方の鉄鉱の国有化 ・投資留保制度の改訂 ・新地方行政法
	1959	ヨーロッパ自由貿易連合 (EETA) に加入 建築法追加により都市計画本格化
	1961	・ヨーロッパ共同市場 (EEC) に参加 ・ヨーロッパ社会会議開催
	1962	・国家教育法 ・国民保険法
	1964	重症身障児を持つ家庭への補助法
	1965	新刑法 有給休暇法
	1966	
	1967	
	1968	
	1953	食糧産業ストライキ
	1954	レジャータイムグループの誕生
	1955	若者たちの連盟の設立
	1957	労働時間を1960年までに順次、週45時間にする法
	1958	国民年金改正法通過
	1959	追加年金法の通過
	1960	新児童福祉法
	1961	スウェーデン4Hクラブできる
	1962	スウェーデン赤十字青年団 (URK) できる
	1964	重症身障児を持つ家庭への補助法
	1952	・職業訓練は国民年金省から労働市場庁へ ・児童手当が地方自治体の収入税から出るようになる
	1953	一般アパート中に老人用を割当てるときの政府援助発足
	1954	出産給付 地方自治体が国民年金受給者に家賃手当支給開始
	1955	・強制加入医療保険の実施 ・新出産手当
	1956	スカンジナビア、イギリス在住スウェーデン人に医療保険を拡大
	1957	Ekerhery 委員会年金制度について答申
	1958	即成アパートを老人用に改造するための国庫補助
	1959	・労働市場庁は身体障害者の雇用の自営業に勤めるものや自動車を備えて援助する可能性をえた ・特別のホームヘルプサービスが、市当局や私的団体によってなされた
	1960	・追加年金の拠出開始 ・児童年金、寡婦年金の支給に収入審査撤廃
	1962	・付加年金の支払い開始 ・国民健康皆保険地方にも確立
	1953	食糧産業ストライキ
	1954	レジャータイムグループの誕生
	1955	若者たちの連盟の設立
	1957	労働時間を1960年までに順次、週45時間にする法
	1958	国民年金改正法通過
	1959	追加年金法の通過
	1960	新児童福祉法
	1961	スウェーデン4Hクラブできる
	1962	スウェーデン赤十字青年団 (URK) できる
	1964	重症身障児を持つ家庭への補助法